## 石本酒造株式会社 (新潟市)

● 代表者 代表取締役 石本 龍則

● 事業内容 清酒製造業

● 労働者数63人(男性36人、女性27人)



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

- 1. 計画期間内に産前育休の仕組みの周知情報提供を行うことを目標とし、改正育児・ 介護休業法に基づく諸制度の調査や労働基準法に関する資料等を社員に配布する とともに研修を実施し目標を達成しました。
- 2. 育児休業を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行うことを目標とし、特に男性社員の育児休業研修内容の検討を行い、研修を実施し目標を達成しました。
- 3. 計画期間内において配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等をした男性労働者の割合が 100%となりました。
- 4. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が 100%となりました。
- 5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、小学校を卒業 するまでの子を養育する従業員が年間最大4日まで利用できる学校等行事参加休 暇を新たに創設しました。

<事業主からのコメント>



石本酒造株式会社は、「仕事と育児を両立する 社員を積極的にサポートします」 過去実績の、男性育児休暇 100%平均取得期間 1ヶ月超の取得継続を目指します。

今後も育児休業を取得しやすい環境作りのため、社員研修を充実させてまいります。

## くるみん認定基準



- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記 5. を満たさない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③ 計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または 小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、 かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記 6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

- 7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。
- 9. 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。